

本学職員の懲戒処分について

このたび、本学の准教授（男性）が、平成27年3月以降、同僚の医療職員（女性）に対し、当該職員の意に反して身体的接触を行うなどのいわゆるセクシュアル・ハラスメント行為などを行ったことが発覚いたしました。

このことを受け、学内に懲戒委員会を設置し事実確認等を行い、これを踏まえ、平成28年3月29日付けで当該職員を懲戒処分として停職2月といたしました。

このようなことが起こってしまったことは誠に遺憾であります。本学では今後このようなことのないよう、より一層職員の指導に努めていく所存です。

平成28年3月30日

東京医科歯科大学長

吉澤靖之